

『日本学術会議法』案の廃案を求める」声明

2025 年 5 月 20 日

梶田隆章(日本学術会議第 25 期会長)

山極壽一(同第 24 期会長)

大西隆(同第 22-23 期会長)

広渡清吾(同第 21 期)

黒川清(第 19-20 期会長)

吉川弘之(第 17-18 期会長)

私たちは、5 月 13 日衆議院で可決された「日本学術会議法」案について、本年 2 月すでに石破茂首相に対して、法案撤回の要請を行う声明を発表している。参議院での審議の開始に際して、2 月声明を踏まえあらためてこの法案の廃案を求める。以下にその理由を示す。

1 <特殊法人化の不適合性について>

今回の法案は、1948 年制定の現行日本学術会議法に基づき、日本学術会議が国の機関として、経費の国庫負担、また職務の独立性を保障されているにも拘わらず、同法を廃止し、主務官庁の長として内閣総理大臣が監督する特殊法人に切りかえるものであり、独立に政府等に科学的助言を行うというナショナル・アカデミーとしての日本学術会議の使命遂行に照らして、そもそも不適合な立法措置である。このことは、政府による科学の独立性の軽視と科学の手段化を深く憂慮させるものであり、認めることができない。

2 <立法の必要性について>

今回の法案は、2004 年法改正による日本学術会議の大きな改革の後、同改正の附帯決議の要請の下、改正後 10 年の見直しを行った「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議（内閣府科学技術政策担当大臣設置）（2015 年 3 月 20 日）」が示した結論、すなわち「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待されている機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」について、これを覆し法案を成立させるべき新たな必要性を、日本学術会議のこの間の運営および活動に即して根拠づけることなく提出されたものであり、立法事実を欠くものである。

3 <ナショナル・アカデミーとしての国際基準と評価について>

今回の法案は、日本学術会議が「日本学術会議のより良い発揮に向けて」（2021 年 4 月 22 日）において、改革検証基準としたナショナル・アカデミーの 5 要件を充たすものになっていない。これについて 2025 年 4 月 15 日に開催された日本学術会議総会は、声明と決議を採択して、大きな懸念を表明し、国会審議における法案の抜本的修正を求めている。この 5 要件は、国際的に見てナショナル・アカデミーの共通の要件と考えられるものであって、法案の成立は、科学者の国際的なコミュニティにおいて否定的な評価を受けるであろう。ナショナル・アカデミーと国際的学会によって組織される国際学術会議は、こ

の間、日本政府による日本学術会議への介入を危惧し注視している。

4 <前文の削除について>

今回の法案は、現行日本学術会議法の前文を削除するが、これについて前文が現在の法律の形式になじまず、また、法案の目的規定に前文の趣旨が活かされていると説明されている。ただし、現行法律に前文を付けることが一律に排除されているわけではない。前文の「科学者の総意の下に」設立という文言は、日本学術会議の自律性・自主性を根拠づける最重要の規定であるが、法案の目的規定には取り込まれていない。日本学術会議の歴史的意義と使命を述べる前文の削除は、明らかに、日本学術会議を特殊法人として内閣総理大臣の監督の下におく法案の狙いに相応し、日本学術会議を根本的に変質させるものであり許されない。

5 <「日本学術会議管理法」案であることについて>

今回の法案は、内閣総理大臣が日本学術会議の活動を「業務」として管理するためのものである。管理の手段は、計画と評価のシステムであり、6年の中期的な計画、それを踏まえた年度計画の作成、年度毎の自己点検・自己評価の実施、自己点検・評価報告書の作成、提出というプロセスが規定され、内閣府に設置される日本学術会議評価委員会が入口と出口において意見を述べる権限を持つ。評価意見は、内閣総理大臣にただちに通知され、日本学術会議は次期の取組みにこれを反映しなければならない。また、内閣総理大臣が任命する2名の監事は、日本学術会議の役員として業務と財務を全面的に監査し、かつ、日本学術会議、役員、会員または職員の「不正の行為」等の摘発にあたる。さらに内閣総理大臣は自ら監督者として種々の監督権限（処罰権限を含む）を行使できる。このような制度は、日本学術会議の独立性、自主性の強化という法案の喧伝とは真逆の事態を生む。

6 <日本学術会議の人的連続性について>

今回の法案は、会員選考につきいわゆるコ・オブテーション制（現会員による次期会員の選考制度）を引き続き採用するにも拘わらず、現会員204名の次期（第27期）、次々期（第28期）の会員候補者選考権を否認している。次期（第27期）会員候補者選考は、現会長が内閣総理大臣の指名する2名の科学者と協議して任命する特別の選考委員会（10ないし20名）が行うとされる。さらに新法人下の第28期会員候補者選考も、異例のことにこの特別選考委員が「会員候補者選定委員会」委員として行うとされる。このような特別の方式を採用することについての政府の説明はあいまいであり、現会員の会員候補者選考権を恣意的に奪っていると言わざるをえない。

7 <日本学術会議と政府との信頼関係の再構築について>

衆議院の附帯決議は、第1項で政府に対して日本学術会議との信頼関係の構築に努めることを要請している。今回の法案は、日本学術会議によって大きな懸念が示され抜本的修正を求められている。日本学術会議のこの要請に応えることなく法案が成立することになれば、政府と日本学術会議の溝は、いっそう大きくなるであろう。日本学術会議の独立の科学的助言は、政府のみならず、社会そして市民にとっての重要な判断に際して役割を果

たしうるものであり、民主主義社会に不可欠のものである。国会は、今回の法案を廃案とし、政府と日本学術会議の信頼関係の再構築への道を開くべきである。